

平成 23 年第 3 回神奈川県議会定例会

産業振興・地域活性化  
特別委員会資料

平成 23 年 12 月 13 日

## 目 次

### 農林水産業と商工業の連携について

- I 農山漁村の6次産業化への取組について【環境農政局関係】 ..... 1
- II 農商工等連携の取組について【商工労働局関係】 ..... 4

# 1 農山漁村の6次産業化への取組について

## 1 農山漁村の6次産業化の取組

国（農林水産省）は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」（平成22年法律第67号）の全面施行（平成23年3月1日）により、一次産業である農林水産業が、加工（二次産業）、流通・販売（三次産業）と一体化することや、地域資源を活用した新たな産業の創出などにより、農山漁村の雇用と所得を確保することを目的とした取組を「6次産業化」として、総合的に施策を実施している。

県は、都市農業という有利な立地を活かし、消費者や加工、小売事業者のニーズに応じた新しい地産地消の仕組みづくりを目指し、国（農林水産省）の事業の活用を視野に入れ、取組を進めている。

## 2 総合的な取組

農林水産省は6次産業化を総合的に推進するため、6次産業総合推進事業（農林漁業者の加工・販売等への取組促進）を実施しており、関東農政局横浜地域センターが県内の窓口となっている。

県は、生産者団体、中小企業団体中央会、商工会議所等と共に、関東農政局横浜地域センターが設置する「神奈川県における農山漁村6次産業化推進連絡会議」の一員となり、需要の掘りおこしなど6次産業総合推進事業の積極的な運用に協力している。

### (1) 県内の6次産業化推進体制

6次産業化を推進するために、各県ごとに国の委託を受けサポートセンターが設置され、これに所属する「6次産業化プランナー」が、農林漁業者等の6次産業化に関する相談・要望に対応し、総合化事業計画の作成から事業計画認定後のフォローアップを行う。

#### ア 「かながわ6次産業化サポートセンター」

サポートセンター運営主体：「NPO法人 湘南スタイル」

代表者 理事長 薬品 孝久（わらしな たかひさ）

所在地 茅ヶ崎市新栄町13番48号

設立 2005年6月20日 NPO法人認定

#### イ 6次産業化プランナー

総括プランナー

影山 泰英（かげやま やすひで）

国産株式会社代表取締役 食農連携コーディネーター

臼井 真美（うすい まみ）

㈱クリアリンクコンサルティング代表取締役 食農連携コーディネーター

(2) 神奈川県内で認定されている総合化事業計画

NO	事業名	事業の概要	申請者	市町村
1	地域資源を活用したブランド豚肉の加工・販売事業	自ら生産する豚を独自の飼料配合、系統造成、客観的認証システムの導入などにより高付加価値化し、「桃茶豚」としてブランド化、加工品開発、販路開拓を目指す。 また販路については、新たにインターネット活用(全国)、レストランへの卸売、直売店(首都圏)、海外富裕層への開拓に取り組む。	白井千恵子	厚木市
2	有機農産物を素材にした惣菜加工施設の開設と都市部への直接販売	自ら生産した有機農産物を使用した惣菜やパン、スイーツの製造・販売を行う。 また、消費者に直接届く販売体制により、生産の背景を消費者に伝え、消費者との共同企画の商品を作るとともに、消費者も生産に関わる体勢の構築を目指す。	合同会社 さがみこ 有機畑	相模原市
3	地域の特産である津久井在来大豆を利用した加工・販売事業	自ら生産している津久井在来大豆を使用した「ゆで加工枝豆」及び「味噌」の生産・加工・販売を行う。さらに、地域の農業者とともに農業生産法人を設立し、この事業を通じ農業経営の安定と拡大、地域の雇用促進・活性化を目指す。	石井好一	相模原市
4	地域の特産品である魚類を利用した商品の加工・販売事業	自ら採取した魚類を使用し新商品の開発に取組み無駄のない漁業を目指す。今まで見過ごされてきたイカの肝を利用したうまみの素など。販売については他業種の野菜生産者などと連携し販売の共有化や合同販売を展開、近隣漁業者とも連携し開発したセット商品のネット販売やイベント販売を実施する。	竜海丸 鈴木直樹	横須賀市

(3) 認定を受けるために満たす要件

ア 事業主体：農林漁業者等が行うものであること

イ 事業内容：次のいずれかを行うこと

- ・ 自らの生産等に関わる農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
- ・ 自らの生産等に関わる農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
- ・ 上記に掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

ウ 経営の改善：次の2つの指標がすべて満たされること

- ・ 対象商品の指標  
農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること
- ・ 事業主体の指標

農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること

エ 計画期間 5年以内(3~5年が望ましい)

(4) 総合化事業計画の認定を受けた農林水産業者のメリット

ア プランナーによる総合的なサポート 認定までの支援とフォローアップ支援

イ 融資等

- ・ 無利子融資資金(改良資金)の償還期限・据置期間の延長  
(償還10→12年, 据置3→5年、上限額 個人5千万円, 法人・団体1億5千万円)
- ・ 促進事業者に対する無利子融資資金(改良資金)の貸付
- ・ 短期運転資金の貸付(上限額 個人1千万円、法人4千万円、金利1.5%(H22.12現在))
- ・ 食品の加工・販売に関する資金についての債務保証

ウ 補助金

- ・ 新商品開発、販路開拓等に対する補助(補助率 通常1/2→認定2/3)
- ・ 農業法人等が新たに加工・販売等へ取り組む場合の施設整備補助(補助率1/2等)

エ 交付金

産地リレーによる野菜の契約取引について認定事業者のリスク軽減(交付金交付)

オ 施設整備等の手続き

- ・ 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続きを簡素化
- ・ 市街化調整区域内で施設整備(開発行為)を行う場合の審査手続きを簡素化

3 県の関連する取組

意欲ある生産者と、地域の生産品に関心のある量販店、飲食店、加工業者等のマッチング商談会を行うなど、消費者満足に対応した地産地消の仕組みづくりに取り組んでおり、6次産業化総合推進事業の活用も適宜生産者に提案している。

## II 農商工等連携の取組について

### 1 農商工等連携について

国（経済産業省、農林水産省等）は、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を目指し、農商工等連携促進法（「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」）を平成20年7月に施行し、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動の促進に取り組んでいる。

県は、商工会議所等の関係機関と連携して「農商工等連携」をテーマとするセミナー等を開催し、普及啓発に努めている。

また、神奈川県中小企業団体中央会を通じて、国の認定取得を目指す中小企業者等の相談に対応するとともに、「農商工等連携事業計画」の作成等を支援している。

### 2 農商工等連携促進法に基づく認定・支援

中小企業者と農林漁業者が共同で「農商工等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、補助金、融資、信用保証等の各種支援策を利用することができる。

#### (1) 認定の要件

- ア 中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であること。
- イ 中小企業者及び農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効に活用したものであること。
- ウ 新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新サービスの開発、提供若しくは需要の開拓を行うものであること。
- エ 中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善の効果が見込まれること。

#### (2) 支援策

##### ア 補助金

- ・ 農商工等連携対策支援事業  
新商品開発、市場調査、試作品開発、展示会出展などに関わる経費の一部を補助
- ・ 6次産業推進地域支援事業  
国産農林水産物を活用した新商品開発や販路開拓、農林漁業者等への技術研修、関係者間での交流会の開催等の取組を支援

##### イ 融資

- ・ 政府系金融機関による融資制度  
認定を受けた農商工等連携事業計画に基づき事業を行うために必要な設備資金及び運転資金に対する低利融資
- ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例  
小規模企業者等の設備資金に対する無利子貸付の限度額及び貸付割合の優遇
- ・ 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法等の特例

中小企業者が農林漁業者の行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等（無利子）の貸付並びに償還期間及び据置期間の延長

ウ 信用保証

- ・ 信用保証の特例

中小企業者が認定を受けた農商工等連携事業計画に基づき事業を行う場合に、普通保証等の別枠設定及び新事業開拓保証の限度額引上げ

- ・ 食品流通構造改善促進機構による債務保証

認定を受けた食品の製造等を行う中小企業者の事業実施に必要な資金借入に対し、食品流通構造改善促進機構による債務保証

エ 税制等

- ・ 設備投資減税

事業を行う中小企業者のうち一定の基準に適合する者に対し、取得した機械、装置の税額控除又は特別償却

3 県内の認定実績（平成 23 年 12 月 1 日現在）

- ・ 県内認定件数 5 件

	認定日	認定事業名
		事業主体
1	平成 20 年 9 月 19 日	「高品質な茶葉を使用した高級ボトリング茶の開発及び販売」 ○中小企業者 ロイヤルブルーティージャパン(株) (川崎市) 農林漁業者 (有)カネタ太田園 (静岡県)
2	平成 21 年 3 月 19 日	「間引き大根等と魚のあらを利用した業務用だし、および過完熟果実のピューレ・ジュース等の開発・販売」 ○中小企業者 (有)たのし屋本舗 (横須賀市) 農林漁業者 下里ファーム (三浦市)
3	平成 21 年 11 月 20 日	「大磯漁港の地魚を使ったレシピ付宅配サービスの開発、製造及び販売」 中小企業者 (株)吉水 (東京都) ○農林漁業者 (有)湘南定置 (大磯町)
4	平成 21 年 11 月 20 日	「ワイン粕等粉末の飼料にてのブランド豚『新フジザクラポーク』の育成・販売及びワイン粕等粉末によるエコフィード飼料とワイン粕等乾燥システムの開発・販売」 ○中小企業者 (株)共立 (相模原市) 農林漁業者 フジザクラポーク生産組合 (山梨県)
5	平成 23 年 2 月 8 日	「神奈川県産新品種西洋野菜を使った、飲食店向けカット野菜の開発・販売」 ○中小企業者 マルアキフーズ(株) (横浜市) 農林漁業者 (有)カトー・コーポレーション (横浜市)

(○は、代表申請者)

